

## 生産緑地地区内における仮設の工作物等について（生産緑地法第8条第9項関係）

生産緑地地区内において、通常管理行為、軽易な行為等で次に掲げる行為については、許可を要しませんが、都市計画課と事前に協議を行ったうえで、行為に着手してください。

### <通常管理行為、軽易な行為等>

- (1) 建築物以外の工作物で次に掲げるものの新設、改築又は増設
  - イ 仮設の工作物
    - 水道管、下水道管渠その他これらに類する工作物で地下に設けるもの
- (2) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (3) 当該生産緑地において農林漁業を営むために行う法第八条第二項第一号又は第二号に規定する施設（畜舎を除く。）の設置又は管理に係る行為で次に掲げるもの
  - イ 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築で、その新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計又は築造面積が九十平方メートル以下であるもの
  - 幅員が二メートル以下の用排水路又は幅員が二メートル以下の農道若しくは林道の設置又は管理
- (4) 農地等とするための土地の形質の変更、水面の埋立て又は干拓

### 1 事前協議時の必要書類

事前協議については、以下の書類を提出してください。

- ① 位置図（縮尺 1/2500 以上の地図又は住宅地図等）
- ② 行為の概要がわかる資料（平面図、断面図等）
- ③ 登記事項証明書（発行日から3箇月以内のものに限る。）
- ④ その他必要書類

### <仮設の工作物の設置について>

仮設の工作物の設置にあたって、生産緑地をやむを得ず使用しなければならない事由がある場合は、事前協議時の必要書類とともに次の書類を提出してください。

- ① 借地契約書の写し又は工事契約書の写し
- ② 工程表
- ③ 一時使用の理由書

## 2 提出先

都市計画局都市企画部都市計画課（京都市役所 分庁舎 2 階）